

豊橋市立小沢小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

(最終改定)

令和7年5月1日改定

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめをしない・させない・見逃さない

- ・いじめは絶対に許されない。
- ・いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為は許されない。
- ・いじめは卑怯な行為である。
- ・いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうる。
- ・いじめられた児童が、心に深く傷を負わされたと思う相手の行為や言葉が「いじめ」にあたる。
- ・いじめた児童に自覚がない場合は、全職員が共通理解を図り、積極的に児童に関わり、心ある人間形成に務める。

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。本校では、これらの基本的な考え方をもとに教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

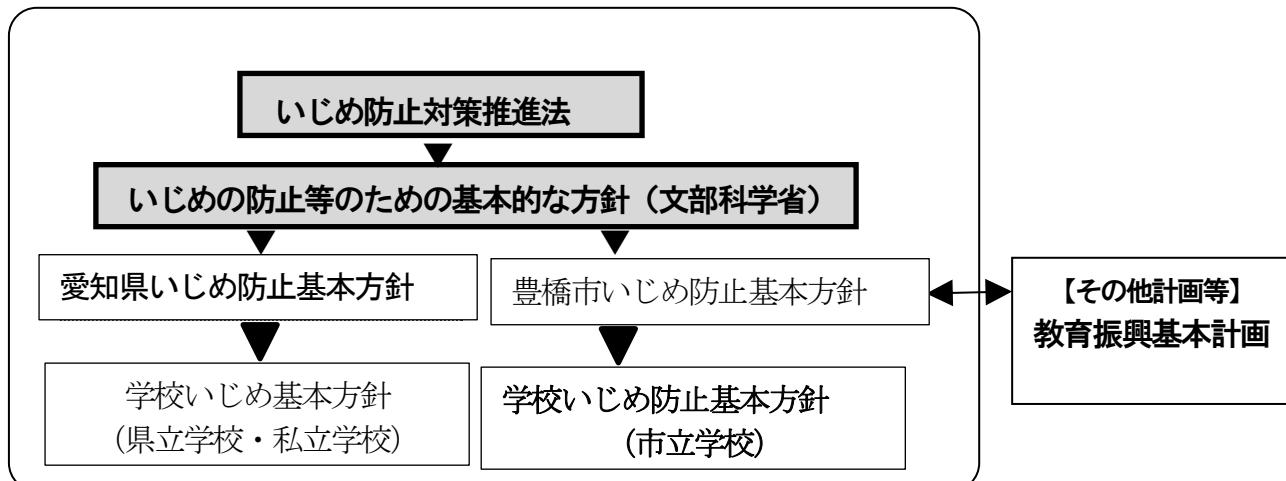
何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

【市基本方針における学校の範囲等】

法第2条第2項において、「この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。」としていますが、市基本方針における学校については、豊橋市立学校設置条例（昭和39年豊橋市条例第34号）に規定する学校とします。

また、市基本方針における児童生徒については、豊橋市立学校に在籍する児童又は生徒とし、保護者とは、児童生徒の親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）を指します。

2 いじめの理解



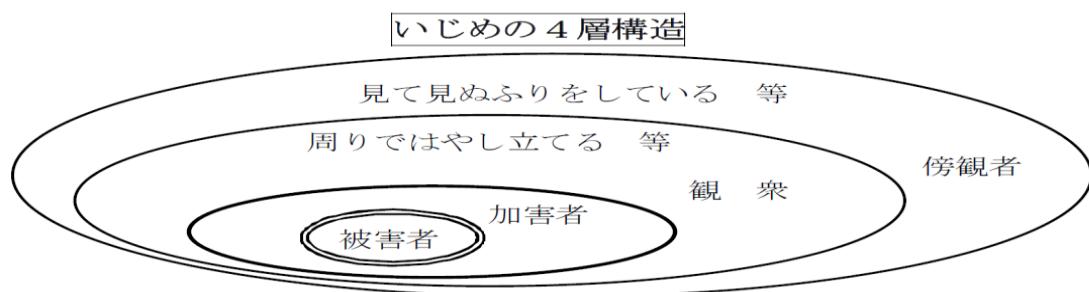
いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）に基づき、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（1）いじめの認識と対応

いじめはどの集団にもどの児童にも起こり得る問題である。また、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。さらに、友人関係におかれる双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へ変わったり、多くの児童が入れ替わりながらいじめを繰り返したりする。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせることもある。これらの事案は、保護者からの「見守ってください。」という担任への訴えがあった場合、すぐに管理職に報告し、その日のうちに双方の聞き取り調査、気持ちのすり合わせを行い、互いが納得して明日を迎えるといった、早期解決に努めなければならない。

（2）いじめの構造や児童の人間関係を踏まえた指導

日頃から、学級や部活動等の所属集団に存在する人間関係の序列化やグループ化など、構造上の問題を十分踏まえておく必要がある。その上で、いじめの「加害者」「被害者」という関係だけでなく、「観衆」としてその周りでいじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする者や、「傍観者」として見て見ぬふりをして黙っている者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。（下図参照）さらに、単にいじめた側、いじめられた側というようなひとくくりで事案にあたることは危険である為、いじめに至るまでの過程を正確に調査し、一人一人の個性に応じた対応を慎重に考えて対策を立てていく。



（3）常に重大事態を想定して指導にあたる

いじめは大人が見えにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている可能性があることを十分に理解した上で対処することが大切。クラス一人一人の学校生活の様子を日々観察し、記録を取っていく。その際に、人間関係はもちろん、不足していると思われる思考など、マイナスの一面に囚われることなくより良い人間形成を育成するためにも、良い面なども記録に残すといった、児童を様々な場面から観察していく。

(4) 特別な教育的配慮が必要な児童の背景を理解して指導にあたる。

発達障害のある児童やその疑いのある児童、特別支援学級に在籍している児童、または外国人児童等がいじめを受けたりする場合がある。これらの児童は、その特性から自分の気持ちをうまく伝えることや相手の気持ちを理解することを苦手とする場合があるために、周囲から理解されずに孤立し、いじめと認定されにくいことがある。また、家庭の状況等からいじめにつながる場合も想定していなければならない。こうした教育的配慮が必要な児童の背景を十分理解した上で適切に対処する必要がある。

(5) 児童をとりまく大人が確かな人権感覚を備えた言動を心がける

「性的マイノリティ」である児童や、見かけや憶測からいわゆる「L G B T」のようだとされる児童に対して、いじめの対象にならないよう慎重な配慮が必要。こうした児童は自身の状態を秘匿し、表面的にはその特性が認知されにくい場合が多いことを踏まえ、大人が確かな人権感覚をもち、偏見をなくすとともに、大人から性別に関わる冗談やからかいを慎むよう心がける必要がある。

3 条例に基づく施策

【第一条】

いじめ防止による対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する

【第二条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【第三条】

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。また、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【第四条】

児童等は、いじめを行ってはならない。

【第七条】

（学校の設置者の責務）

学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

【第八条】

（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【第十三条】

(学校いじめ防止基本方針)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

4 いじめ防止対策組織

この組織としては、本市においては「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

生活サポート委員会は、校長、教頭、教務主任、校務主任（生活サポート主任）、生徒指導主任、通級担当者、養護教諭、該当児童の学年主任・担任で構成する。全教職員から構成される生活サポート全体会については、月1回程度開催し、いじめや不登校、発達障害などで配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員等とも連携をとりながら指導にあたる。

（1）「生活サポート」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・心のアンケートや面接（教育相談）の結果は速やかに生活サポート委員会で教職員の共通理解を図り、分析、対策の検討を行い、実効性のある対策に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけ、いじめられている児童の立場に立った親身な指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

（2）いじめの対応

いじめが確認された場合、学校はいじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめを行った児童生徒に対して適切に指導します。こうした一連の対応を迅速に行うための体制強化を図る。

ア 迅速で慎重な事実確認

児童生徒のいじめの疑いを認知した場合、教職員はいじめられている児童生徒の立場に立って、受容的な姿勢で話を聞き、迅速に対応する。いじめに対する関係児童生徒の認識にはそれぞれ「ずれ」があることを理解した上で、伝達情報に惑わされないよう、慎重に事実の確認を行う。

イ 児童生徒の安全確保

いじめられている児童生徒といじめの行為を相談してきた児童生徒の安全を最優先することを心がけて対応する。特に、いじめを相談したことにより、いじめがエスカレートしたり、新たないじめが起きたりしないよう、きめ細かな見守りを継続的に行う。

いじめは、加害者と被害者が入れ替わって、いじめをした児童生徒が逆にいじめられることがあります。いじめた側にも十分配慮して対応する。

ウ 組織的な対応（図1）

いじめに関わった児童生徒からの聞き取りは、「いじめ防止対策組織」で分担するなど、組織的に対応を行う。普段から、教職員一人一人が、いじめを把握した場合の対処について共通理解をしておくとともに、小委員会を各学校で設けるなどして、組織的かつ迅速な対応を可能とする体制を整備する。

エ 家庭への情報提供

確認できた事実については、該当する児童生徒の保護者に対して迅速に伝えることを原則とし、いじめられている児童生徒の保護者には、今後の指導方針について説明責任を果たすとともに、指導のプロセスや結果について報告する。

オ 警察との連携の徹底

いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められているとき、もしくは重大な被害が生じる恐れのある時は、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならない。また、保護者に対して、このことをあらかじめ周知しておくことも必要である。

警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底する。

5 いじめの防止等に関する具体的な学校での取り組み

この基本方針と「いじめの早期発見・対応マニュアル」（資料①）をもとに取り組んでいく。（年間計画 資料②）

（1）いじめの未然防止の取り組み

ア 学級経営の充実

- 「学級遊び」、「よいところ見つけ」、「構成的グループエンカウンター」「ソーシャルスキルトレーニング」等の活動を取り入れることにより、友達や自分のよさに気づくようにするとともに、集団の中での心の居場所づくりに努める。
- 発達段階に応じた「あたたかい聞き方」や「あたたかい話し方」などを意識させたり、自己表現力やコミュニケーション能力を育成したりすることにより、生き生きと学び合い、充実感や成就感をもてる授業の実践に努める。
- 6年生では hyper-QU の検査を行い、結果をよりよい学級集団づくりやいじめ・不登校の予防に活用する。自己肯定感が低い児童、学校生活が楽しくないと感じている児童に関しては、学年主任、担任、生活サポートと共に、学校生活の様子やこれからの方針について話し合い、対応していく。また、懇談会などで結果を保護者に伝えるといった、家庭での連携も密にしていく。

イ 学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応

- 発達障害を含む、障害のある児童に対しては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性の理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行

う。

○海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

○性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

○地震やその他の自然災害により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ウ 道徳教育の充実

○道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

○全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心等を育てる。

【第十五条】

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

エ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

○5、6年生には、出前講座「スマホ・ケータイ安全教室」の時間を設け、自分にも起こり得る身近なトラブルについて気づかせ、ＩＴ機器を安全に使用しようとする態度を育てる。

オ 地域や家庭との連携

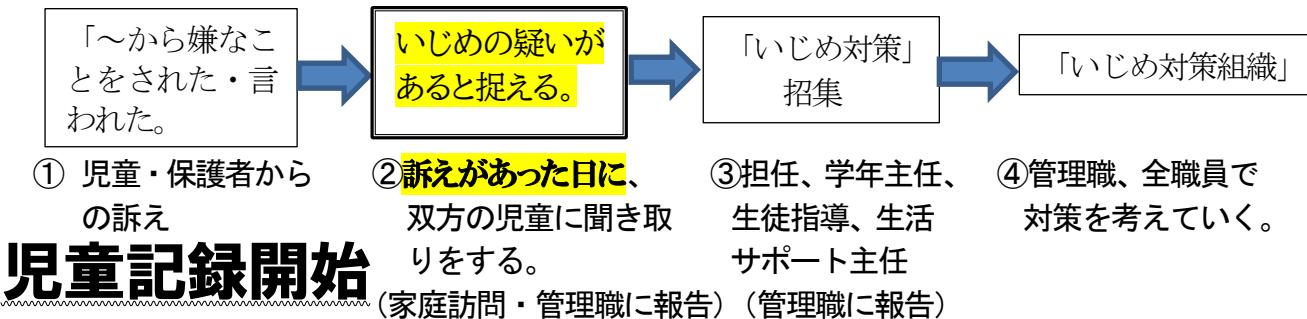
○学校だより、生徒指導だよりや学年通信等で、保護者などに広く、いじめの問題や学校の取り組みについての理解を促すよう、広報啓発を充実する。

○より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携促進や、学校評議員会や校区青少年健全育成会など、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

カ 長期欠席児童への支援

○長期欠席児童による対応など、児童一人一人が心身ともに登校できるような環境づくりに努める。オンライン授業の中であっても、クラスの皆と共に、授業に参加できているという充実感を感じられるような雰囲気づくりを徹底する。

(2) いじめの早期発見の取り組み(図1)



ア 日常的な見守り体制の充実

○月に1回、生徒指導部会を開き、各学年の情報交換を行う。学校全体の様子や指導方針を共通理解し、全ての教職員で全ての児童の指導にあたるように努める。

イ 相談体制の整備

○定期的に行う「心のアンケート」及び個人面談によって、児童の生活全般の実態を把握する。必要に応じて、スクールカウンセラーによる教育相談などを通して、児童の実態を十分に把握し、いじめの早期発見に努める。

○教職員は「いじめ早期発見のためのチェックポイント」「いじめ早期対応のためのチェックポイント」(資料③④⑤)で定期的に児童の様子と児童への対応のチェックを行い、学級の雰囲気を敏感に感じ取れるようにする。

ウ 対児童、対保護者との関係づくり

○教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

エ 地域や家庭との連携

○児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

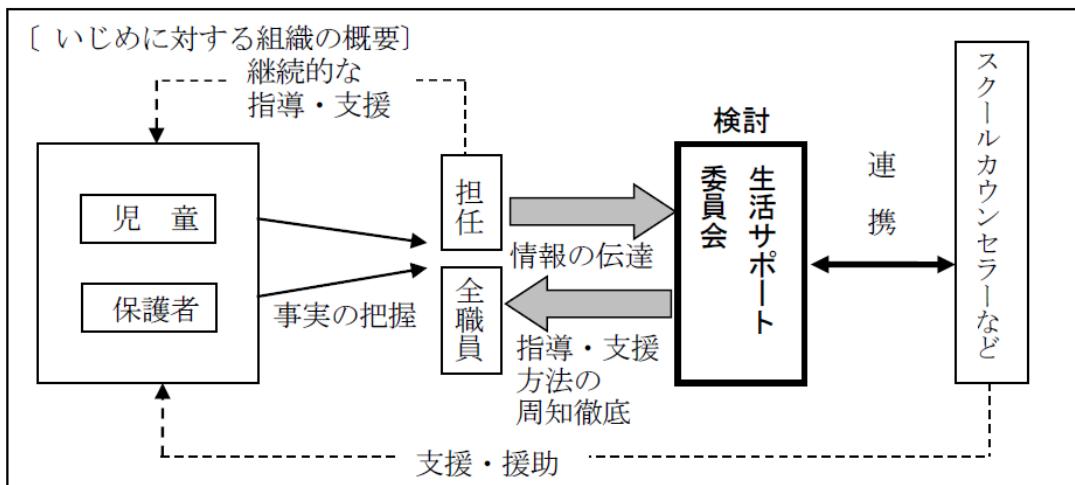
【第十五条】

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- イ いじめの事実が確認された場合は、生活サポート委員会(いじめ・不登校対策委員会)を中心に組織的に対応を協議する。
- ウ 必要に応じて、教育委員会や児童相談所などの関係諸機関と連携して問題解決に臨む。
- エ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- オ いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

- 力 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- キ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。



6 市の取り組み

(1) 健やかな成長を育む地域社会づくり

児童生徒の他人を思いやる豊かな心を育むため、家庭の教育力向上を図るとともに、学校を核として家庭や地域が手を携え、地域社会全体で地域の子どもを見守り、育てる「地域ぐるみの教育システム」を構築します。また、児童生徒が安全に安心して過ごすことができる地域づくりのため、地域の健全育成活動を支援する。

(2) 切れ目のない包括的な支援体制の構築

経済困窮や児童虐待等、いじめの裏側に潜む複合的かつ重層的な問題に対して、本人及び保護者等への支援を充実させるとともに、相談者が必要に応じて専門的な機関からの支援が得られるよう、切れ目のない包括的な支援体制の構築を図る。

(3) いじめに関する通報及び相談体制の充実

児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに関する通報や相談を行うことができるよう、組織間の連携に配慮しながら相談体制の充実を図る。

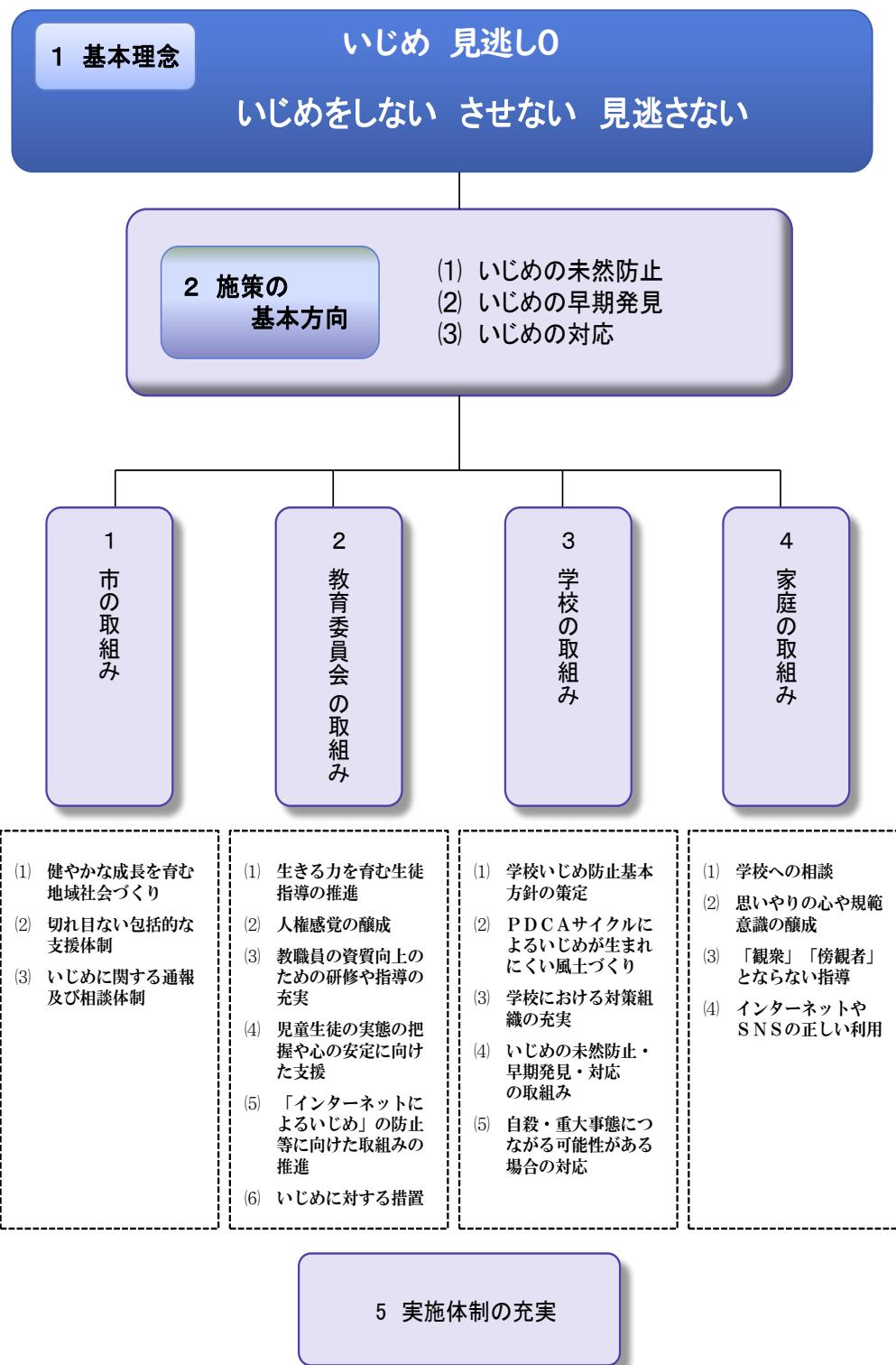
《市の機関》

- 教育相談室（豊橋市教育会館内）
- こども若者支援センター（ココエール）

《その他の機関》

- 24時間子供SOSダイヤル（全国共通）
- 被害少年相談電話（愛知県警察本部）
- 家庭教育相談電話（愛知県教育委員会）
- 教育相談（愛知県総合教育センター）
- 教育相談こころの電話（愛知県教育・スポーツ振興財団）
- 児童相談所虐待対応ダイヤル（各地区児童相談所）
- 子どもの人権110番（名古屋法務局）

基本方針の体系図



7 重大事態への対応

児童生徒が自殺をほのめかすなど、自殺・重大事態につながる可能性がある場合は、教職員の対応が当該児童生徒に刺激を与えることがないよう留意し、迅速に目立たず対応する。

(1)

ア 校長のリーダーシップの下、直ちに「いじめ防止対策組織」や職員会議を開き、「子どもの自殺予防マニュアル」(平成25年度豊橋市教育委員会策定)に基づき、事実関係や今後の方針についての情報を共有する。

イ 直ちに教育委員会に報告して情報を共有し、連携して対応する。

ウ 全教職員が危機感をもって速やかに当該児童生徒の見守り体制を構築するとともに、家庭や関係機関、スクールカウンセラー、各種相談機関等との連携を図る。

(2) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】(資料⑥)に基づいて対応する。

(3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「小沢小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。

(4) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

8 学校の取り組みに対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル(※1)で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。

※ PDCAサイクルによるいじめが生まれにくい風土づくり

まだ顕在化していないものの、この先いじめにつながりかねない問題まで積極的に発見しようとする試みと、そこで明らかになった課題を解決に導く教育課程の策定と実行、その結果を定期的に点検し、この一連の過程を見直す作業、そしてこれらを繰り返すPDCAサイクルによる取組みを進める。

そして、学校評価においても、こうした点を踏まえた目標を設定し、具体的な進捗状況や達成状況を評価しつつ、評価結果を基に取組みの見直しや改善を図る。

(2) 定期的に「いじめ防止対策のためのチェックポイント」(資料⑤)で、学校のいじめ防止の取り組み方についての確認を行う。

(3) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

9 いじめ重大事態とは

- ・いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

生命・心身・財産重大事態 (法第28条第1項第1号)

- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

不登校重大事態 (同条第2項)

- | | |
|----------------------|------------------|
| ・児童生徒がいじめ自殺を企図した場合 | ・精神性の疾患を発症した場合 |
| ・身体に重大な傷害を負った場合 | ・金品等に重大な被害を被った場合 |
| ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合 | |

○第1号**生命・心身・財産重大事態**については、いじめ又はその疑いが確認された場合、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する必要があります。例えば、以下のような場合が考えられる。

○第2号**不登校重大事態**における「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断します。ただし、児童生徒が一定間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。なお、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う必要がある。

10 いじめ重大事態の基本的な対応

(1) いじめの重大事態発生から調査開始

学校に在籍する児童生徒に重大事態が発生した場合、重大事態に適切に対処し、同じことが繰り返されることのないよう、速やかに調査を行う。

- ア 学校は重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は、その旨を市長に報告する。(法第30条第1項)
- イ 教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は、教育委員会会議を招集する。
- ウ 教育委員会は、その事案について調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- エ 被害者児童生徒及び保護者に対して、調査方針の説明を行う。
- オ 加害者児童生徒及び保護者に対して、調査方針の説明を行う。

(2) 重大事態調査の実施

学校又は教育委員会は、事実関係を明確にするための調査を行う。

(法第28条第1項)

なお、調査委員は、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者であることに留意する。

【いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが可能な場合】

いじめを受けた児童生徒から情報を十分に聞き取るとともに、必要に応じて在籍児童生徒や教職員に対し質問紙調査や聞き取り調査を行います。一方、いじめを行った児童生徒にも聞き取りを行い、双方の聞き取り内容に基づき、事実を特定する。

【いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合】

いじめを受けた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き取るとともに、今後の調査について迅速に当該保護者と協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査により、できる限り多くの情報を集め、客観的な事実を明らかにする。

(4) 重大事態調査結果の説明・報告

学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して説明する。また、いじめを受けた児童生徒等に説明した方針に沿っていじめを行った児童生徒・保護者に対しても説明する。

(4) 重大事態調査結果の公表検討

公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ、公表することが望ましい。

11 いじめ重大事態調査完了後の対応

(1) いじめを受けた児童生徒への支援

重大事態に関わるいじめを受けた児童生徒は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童生徒の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、安心して学校生活を送ることができるよう支援する。

- ア 登校できていない場合には、家庭を訪問して、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、心情を粘り強く丁寧に傾聴する。
- イ いじめに関わる事実関係を明らかにするための聞き取りを丁寧に行い、解決に向けて、当該児童生徒の意向を踏まえながら、望ましい解決方法とともに検討する。
- ウ 安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保する。
- エ 不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラーや臨床心理士による心のケアを行う。

(2) いじめを受けた児童生徒の保護者への対応

当該児童生徒の保護者については、重大ないじめを受けたわが子の心身に対する心配や、わが子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童生徒やその保護者への不信感などを、強く抱いていると考えられる。このような保護者的心情を察しながら、当該児童生徒の心身の安定に努め、対応や支援を行う。

- ア 学校の管理下で重大事態が発生した場合は、事実を真摯に受け止め、対処に向

けて最善を尽くすことを伝える。

- イ 受けたいじめに関する事実や、児童生徒の心身の状況について丁寧に説明する。
- ウ いじめの解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法とともに検討する。
- エ 当該児童生徒の支援を行いながら、「いじめ防止対策組織」で専門医療機関等への受診が必要と判断された場合には、保護者に受診を勧める。
- オ 保護者自身が不安を抱いている場合、教育相談員や臨床心理士の活用を勧めるなど市の相談窓口を通じて関係機関との連携を図る。

(3) いじめを行った児童生徒への指導

いじめを行った児童生徒に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童生徒の立場になり、相手の心の痛みを推測させることによって、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようとする。また、スクールカウンセラーや臨床心理士による面談も受けさせながら、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導することにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

(4) いじめを行った児童生徒の保護者への対応

当該児童生徒の保護者に対しては、いじめに関する一連の事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童生徒とともに認識してもらうことで、解決に向けた道筋を示して、保護者の協力を求める。

その後、児童生徒への接し方や保護者としての役割について、適切に助言を行う。

(5) 落ち着いた学校生活を取り戻すための対応

事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、学校と連携の下、児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。

学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、情報発信の際には、プライバシーへの配慮に留意した対応を行う。

12 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置

市長は、重大事態の調査結果の報告を受けた場合、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合には、市長主導の下、「いじめ問題再調査委員会」により調査結果についての調査（以下、「再調査」という。）を行います（法

第30条第2項)。

(1) 議会への報告

再調査を行った場合、プライバシーに対しての配慮を確保した上で、市長はその結果を議会に報告します(法第30条第3項)。

(2) 調査を踏まえた措置

再調査を行った場合、市長又は教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事や専門家を派遣するなど、自らの権限及び責任において、当該調査に関わる重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

13 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、学校ホームページに掲載し、保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

いじめによる重大事態への対処に関するフロー図 (資料⑥)

